
平成23年9月21日（水曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長	星喜美男君	
副委員長	及川均君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	山内孝樹君
	菅原辰雄君	小山幸七君
	大瀧りう子君	鈴木春光君
	三浦清人君	西條栄福君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者兼出納室長	佐藤秀一君
総務課長	佐藤徳憲君
震災復興推進課長	及川明君
町民税務課長	阿部俊光君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
建設課長	西城彰君
産業振興課長	佐藤通君

産業振興課参事
(農林行政担当) 佐々木 三郎 君

上下水道事業所長 千葉 雅久 君

危機管理課長 三浦 清隆 君

総合支所長
兼地域生活課長 阿部 敏克 君

総合支所町民福祉課長 千葉 和之 君

公立志津川病院事務長
兼総務課長 横山 孝明 君

総務課長補佐
兼総務法令係長 男澤 知樹 君

総務課主幹
兼財政係長 佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長 芳賀 俊幸 君

生涯学習課長 及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員 首藤 勝助 君

事務局長 佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記長 佐藤 徳憲 君

農業委員会部局

事務局長 佐々木 三郎 君

事務局職員出席者

事務局長 佐藤 広志

上席主幹兼総務係長
兼議事調査係長 佐藤 孝志

主 事 加藤 優美子

午前10時00分 開会

○委員長（星 喜美男君） おはようございます。悪天候の中、ご苦労さまでございます。本日も活発なご審議をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年度決算審査特別委員会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

昨日に引き続き、認定第1号平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

歳入に対する質疑が途中でありますので、引き続き質疑を行います。

質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

第15款財産収入から20款町債まで、31ページから44ページまでの質疑を続行いたします。

なお、昨日の答弁の保留がありますので答えさせます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） おはようございます。

昨日、4番委員さんからご依頼のありました特別土地保有税に関する入札の金額の最高から最低までのリストということで、できるだけ早目にとということで、けさ一番に職員を仙台地裁に出向かせております。それで、本日夕刻まで、まあ、こういう天候でございますので夕刻までにはワンペーパーで配付できるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） きのう、1番委員さんの方から義援金の1,000万円以上の件数ということでご報告を申し上げます。

件数にして、13件ございます。個人が3件、会社、団体等が6件、市町村からの件数が4件、計13件でございます。

以上です。

○委員長（星 喜美男君） よろしいでしょうか。

それでは、質疑を行ってください。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 おはようございます。

41ページからの町債のことでちょっとお伺いいたします。

たぶん、町債を予定していたのですが、漁港、それから道路、さらに学校施設、これは取り

かかったものもありますし、全く手のつかないものもあったと思います。これの町債のこういう事業についての考え方、どういうふうになるのかちょっとお知らせ願います。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回、町債で2億4,400万円の未収額でございますが、いわゆる新年度に繰り越した事業でございますが、いわゆる平成23年度に繰り越した事業を完成した時点で町債の起債を起すということで、本件につきましては平成23年度に起債を起してございます。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 平成23年度に起債を起すと。そうしますと、継続して今度のこの予定した事業でできないものもかなり出てきていると思いますが、その辺の扱い方を知りたいなと思ったわけです。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回の震災で、繰り越した事業でできない事業もあるわけですが、それにつきましては支出を伴いませんので、借り入れも行いません。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 もう既に借り入れをして、そういう町債の扱い方というのを減額できないものかなと思ったものですから質問しました。わかりました。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんでしょうか。高橋委員。

○高橋兼次委員 おはようございます。

19款、40ページ。

この雑入の中に、震災による不明収入金という、不明なことからわからないものはわからないんだろうけれども、どういったものなのか。

それから、同じページ。同ページで、資源物の売り払い収入という1,030万円というようなことなんです、この資源物というのはどういうもので、どのように扱っているのか。その辺をお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） 震災による不明収入金についてご説明を申し上げます。

これにつきましては、3月10日それから3月11日の震災の午前中に役場の公金、通帳の方に入金にはなっているんですけども、その内訳、だれが何の、例えば税金とかそういう形で納めたものの切符が震災で流出したために、お金は入っているんですけどもその内容が不明だということで、これを平成23年度に繰り越すために新しく細節を設けて、ここにありますように震災による不明収入金というふうな形で処理をしております。

これは、平成23年度の判明次第、課目構成等をいたしまして、順次その入るところの課目の方に入れるというふうなことで措置をしておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、資源物の売り払い収入でございますが、詳細につきましては付表の59ページの方をごらんいただきたいと思っております。

この付表の59ページの下段の表でございますが、これに資源物の搬出量ということでそれぞれ内訳を記載してございます。ここに、新聞紙、雑紙、それから段ボール、あるいはアルミ、スチール缶、ペットボトル等、金額を記載してございますけれども、この金額は実際に業者の方で引き取ってもらって、売り払い収入が発生している分でございます。この三角がついているものについては逆に手数料をこちらから支払っているものでございますが、この収入分の合計が1,030万6,000円ということで集計してございますが、これが決算書の方の資源物売り払い収入1,030万6,034円ということになります。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 今、不明金について説明があったわけでございますが、そうすると入金がわかって入金した人がわからないというようなことは、やはり書類等が流されたためと。これは、すぐに入金した際にその機械とかそういうものが入る、まあ、機械も流されているからやむを得ないのかなとは思いますが。まさか津波が来る前からもう義援金ではないんだろうけれども。わかりました。平成23年度でこれを処理していくとそういうことですね。

それから、この資源物の売り払いなんでございますが、ここにあるようでございますが、これは業者が回収してきた物の分別から出るものなんですか。委託業者がありますね、ごみの回収委託業者ね。この方が回収してきた物をこのように分けてから売ると、そういうことなんですね。わかりました。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんでしょうか。阿部委員。

○阿部 建委員 34ページの……。そうだ、これは終わったのだ。やめますから。

○委員長（星 喜美男君） 34ページはまだです。

○阿部 建委員 いいの。ああ、そうか。それでは、財産売り払い収入で5,413万円ということで見たものなのか、この調停額が二千七百八十何万円と非常に、この収入未済というこの説明をちょっとお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、10目売り払い収入の調停額と当初予算の金額の違いでございますけれども、付表の70ページをお開き願いたいと思います。付表の70ページでございます。当初の収入として考えられるのが素材生産の部分、中ほどに書いてございます素材生産の分とそれから分収林の分の売り払い収入の二つあるわけなんですけれども、今回計上して最終的に上程したものは分収林に係るものだけでございます。素材生産に係るものの分が平成23年度に繰り越しというふうな処理になっておりますので、それでこの金額が減少になっております。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 阿部委員。

○阿部 建委員 この収入未済につきましては、現在もそういう内容ですか。その後に入ったということなのか、それは5月なわけですので。ということなのか、それをもう1回説明お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 平成23年度の出納閉鎖後に、森林組合の方から素材生産の分は入っております。

○委員長（星 喜美男君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

ないようでありますので、15款財産収入から20款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入に対する質疑を終わります。

次に、歳出に対する質疑に入ります。

初めに、1款議会費、45ページから46ページの質疑を行います。

ないようでありますので、1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費、45ページから74ページの質疑を行います。三浦委員。

○三浦清人委員 73ページの監査委員費であります。

きのうも質問いたしまして、この決算の監査について質問したわけではありますが、やむを得

ず1人で行ったと。それから、1人でも合議体の報告書はつくれるんだというような説明があります。法的にはそういうふうになっておるかと思うんですが、ものの考え方といいますか、法律が一番大事なことではありますが、その前に客観的なものの見方ということから考えたときに、2人いるべき監査委員が1人で決算監査を行ったということについて、果たしていかがなものかなど。法的にはやむを得ない場合にはできるんだということになっておるんですが、そのやむを得ない理由というものがあるわけでありまして、何でもかんでも1人でいいということではないわけで、果たして今回1人で監査を行ったということについてのやむを得ないという理由が当てはまるのかなという思いがするので、その辺のところを執行者としてどのようにお考えなのか、町長なりあるいは総務課長にお伺いします。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回の震災によりまして代表監査委員がお亡くなりになったということで、すぐ後任の監査委員の案件を議会にお諮りしたんですが、残念ながら同意を得られなかったということで、結果的に1人で監査をするという方法しかなかったものということで、そういうことでやむを得なかったといえばそういう事情でございますので、執行部という立場からすれば、そういった同意を得られなかったことにつきまして1人で監査が行われたというふうに理解をさせていただきます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 過程といいますか、いきさつといいますか、まさしくそのとおりであります。それがやむを得ないという理由に当てはまるかなということなんです。法の解釈、いろいろあるでしょうけれども。といいますのは、一度否決された。今日までまだ新しい監査委員が出ていないわけです。また、今日に至るまで何度となく議会が招集されて開催されております。何回も、何回も臨時会が開催されているわけですがけれども、その際に提案をしなくてはならなかったのではないかとということです。今日まで大体何回になりましたかね、3回、4回ぐらいありましたかね、臨時議会。その臨時議会に本来は提案すべきではなかったかということでもあります。それもしないで、やむを得ないということが理由に当てはまるかということです。私は、当てはまらないと思います。その辺の考え方はいかがお持ちですか。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 監査委員につきましては、町長提案で議会の同意を得るというそういった手続きがございまして、監査委員2名のうち1名については議会議員の中からということで、これまで慣例では議会の方に議会代表の監査委員を1名お願いしたいということ

で、いわゆる推薦ということになりますか。議長あてにお願いをして、そういった手続きでこれまで行ってまいりました。同意を得られなかったその後につきましても、議長あてにそういった議会議員の皆さんから1名選任を候補者としてお願いしたいということは、お願いをしてございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 推薦という言葉が当てはまるかどうかわかりませんが、別に議会は推薦して出しているわけではないです。その辺のところの解釈といたしますか、これはきちっとしておいた方がお互いにいいかと思えますし、ですから一度否決になったからといって、要するに間を置くことがいかなものかということです。すぐさま次の臨時議会にでも提案をするべきではなかったかということでもあります。なぜしなかったのかということです。

よく監査委員がいないとやりやすいという執行部の考えもあるんじゃないかという話も出るんですけども、そうはいかないわけです。いなくてはならないわけですから。ちゃんと2名ということであってありますので。

何か話を聞いていると、否決した議会が悪いんだみたいなそういう解釈をされたのでは困るんです。否決されるような方を提案する執行部が悪いんですから、はっきり申し上げて。否決されないような方を提案していただきたい。どうですか、その辺。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） ですから、提案する前提で議会の方をお願いをしてございます。議長さんあてに、監査委員の候補者として議会からということをお願いをして、これはこれまでの慣例でもそういうことでもございましたので、これまでと同じようにお願いをした。その結果はご案内のとおりでございますけれども、その後も議長あてにはお願いをしてございます。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。菅原委員。

○菅原辰雄委員 付表の20ページの総務費、研修事業としていろいろ書いてあります。ということは、職員の知識とか教養、いろんなことを勉強してきたわけだと認識しております。いろいろ書いてあります。

そのような中で、今回の震災の対応に各層からいろんな不平、不満が出ております。ここでは事細かに言うのは差し控えますけれども、こういう研修などをやっている。それと、住民各位に尽くすというのが職員のあれだと認識しておりますけれども、そういういろんな苦情が出てくるということは、職員の対応というか、勉強不足ではないのか。それと、また各課

長さん達もそういうことをすべて把握しているのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回の震災は全く想像もつかない震災でございまして、職員一同その復興に向けてこれまで努力してきたところでございますけれども、その中で40名、平成22年度と比較しましてそういったマンパワーが絶対的に不足してございます。それから、一番多いときには150名ぐらいのそういった他市町村の職員の応援をもらってございますので、そういった言葉遣いを含めまして、町民の方々に不愉快な思いをさせたということでしたら大変申しわけなく思っておりますけれども、私は、職員はこの震災にもめげず一生懸命努力しているというふうに理解してございます。

その都度、こういった事例があったということであれば、所属長を通じてそういった再発防止といいますか、町民の皆さんにそういう疑念を持たれることのないよう、接遇に努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（星 喜美男君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 職員の方が犠牲になって人数が不足して、いろんな150名の応援をいただいたということでございます。逆にいいますと、応援に来てくれた職員の方がよっぽど対応がよかったということでございます。

町民も職員みずからも被災者であることには変わりございませんけれども、具体的には言いませんけれども、例えば町民税務課の方にいろいろと書類をもらいに来たときに、「私は5枚欲しい」と言ったら、「この忙しいのに何で5枚なんだ。普通は2枚だ」と言われたとか、そうしたらそばにいた職員が「いやいや、そうじゃなくてね」とフォローしてくれたとか、あと火葬についてもいろんな、登米市の対応がよかった、南三陸町の対応はこうだ、ああだということ。また、被災された方に対してもいろいろ「私も被災者なんだ」というようなことを言って、「あなたも住所だけを見れば、あなたは被災していないんじゃないか」とそういう対応をされたという、ちょこっと具体的に言いますとこういう対応がされたようでございます。

すべての職員がそうだとは言いません。多くの職員が一生懸命、寝食を忘れて対応しているのは私も存じておりますけれども、ごく一部とは思いますが、現にこういう職員もいるということをご認識していただいて、これからのいろいろな研修とか、さらには課長さん方の訓示とかいろんなことで目配り、気配りをして、町民の皆さんにそういう思いをさせないような対応をしていただきたいと思います。再度、総務課長。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） おいでいただく町民の方々も、そういった意味では気が立っているといえますか、そういった事情もあろうかと思しますので、今後そういった、特に町民の方と直接接する窓口部門、事務部門、それらにつきましても、これまで以上にそういった配慮をしながら窓口対応に当たってまいりたいというふうに思しますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。及川委員。

○及川 均委員 1点お伺いします。

52ページになります。

この財産管理費。この中で、公有の建物任意保険料とあります。自動車の保険料等もあるようでございますけれども、この任意保険料という点。これは、どういう建物にかけて、どういういわゆる補償になるのか、その辺を少し説明してください。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） こういう建物は公共施設すべてでございます、役場、学校、公民館、こういうことで全国町村会がその窓口となっております。内容は、火災保険が主でございます、火災になった場合にその保険金額が補てんされるとこういった内容でございます。

今回の津波等によりまして滅失した建物も数多くあるわけでございますけれども、その際には取り決めによりまして15%交付されるという約款でございますが、今回全国多くのそういった公有建物が被災を受けて15%交付されるかどうか、まだその辺は定かではないと。いずれ、そういった保険金額の何%かはそういう今回被災した学校、庁舎あるいは公民館、そういったものについて補てんされるという予定になってございます。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川 均委員 今、流出、大破、そうした方々は皆、保険で対応して各家庭がそれでもって、再びうちを建てようかどうかというさなかにあるわけです。そうした中で、先般神社等もどういうことになるのかなと思っていまして、やはり震災対応だということで保険適用になるというような話もございました。そのことによって、かなりの復旧ができるということで安堵したわけです。

そうした保険対応で相当の方々が今助けられているような状況になってきて、この公有の建物に対してある程度の保険をかけておるなら、地震保険なら世間一般で半額ぐらいというこ

となんですけれども、15%ということはそういう取り決めになっているのか、そもそも掛け金を安く掛けていたのか、その辺のところはいかがなものですか。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） あくまでも火災保険という種類でございまして、そういった水害の場合は見舞金制度ということで、上限15%とそういった制度でございまして。掛け金は満額掛けてございまして。そういう見舞金という制度でございまして、全国で、青森から福島まで多くの自治体が被災を受けましたので、その原資が足りないということで、15%補償するかどうかはまだ決まっていないというような内容でございまして。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川 均委員 今回の地震で、確かに課長の説明のとおり火災保険は適用にならないということで、民間で1銭も下ろさない保険屋もあったんです。お見舞金すらも出さないところもあった。一方、いや長らく掛けていただいたから、せめて1割ぐらいは見舞金として出しましょうというところもあったようですね。さらに、地震対応の保険であったということで5割まで出たというところもあるわけですね。

そうした中で、自治体がこういうふうには保険もおりない、さらに庁舎を建てるのに何の補助もない。仮設の分に対しては、今年度限り補助が3分の2はあるということでもありますけれども、庁舎を建てるのに何ら、いわば国からの補助も何もないような現状だったら、やはりこうした災害対応というもので地震対応の保険を掛けておくということも、せめて半分ぐらいは震災に遭った場合に応じるという、そういう配慮はなかったのか。15%で妥当だと。今、後悔するところはないんですか。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） これは、全国の自治体が、そういう全国町村会を窓口としたそういう全国組織のいわゆる制度でございまして、各自治体が同様に掛けておりますので、当町だけ特別の、という認識はございませんでした。

○委員長（星 喜美男君） 次に、山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 59ページ、60ページ。

地域交通対策費の中で、13節委託料及び19節当たり、この中でお伺いしたいと思いますが、この町民バスの運行管理委託料という点で、確認を兼ねてお伺いしたいところがございます。

この震災によりまして、乗車区間の停留所等の区域も一部見直されて運行されていると思う

のでありますが、これまで整理券等の発行等をしてまいりましたが、その発行の取り扱いはどうなっているのか。確認を兼ねて。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 町民バスの整理券発行ということですが、町民バスにつきましては1台残ってございますが、現在は震災後から無料でシャトルバスを運行しているということもございまして、整理券につきましては現在発行しておりません。いずれ、料金をいただくバスになりましたら、そういった整理券の発券機も準備しなければならないのかなというふうに思っております。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 そうすると、このシャトルバスという対象で、当面は運行して皆さんを乗せられるという解釈でよろしいですね。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 今年度いっぱい、当面の間、無料シャトルバスということで、町民バス、乗り合いタクシーを兼ねて運行していきたいというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございせんか。千葉委員。

○千葉伸孝委員 1番です。

64ページ、16目きめ細かな緊急経済対策費、19節負担金補助及び交付金のところの地上デジタル放送受信環境整備事業、この分があるのですが、地デジの方も少し時間が延びたということで地デジ対応はこれからということですが、今町民の皆さんは8割強がとにかく被災され仮設に移ってはいらるんですが、仮設での携帯電話の難聴、あとテレビの視聴。この電波関係の難聴ということはあるのでしょうか、今現在。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 詳細は承知しておりませんが、携帯電話につきましては電波が届きにくいという箇所はあるようです。地上デジタル放送につきましても、仮設住宅で見られないという地区があるというふうな話は聞いております。私どもの方にお話しただければ、デジサポの方でとりあえず衛星対策ということで、当面は措置しながら改善を図っていくというお話を伺っております。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 そうすると、今の課長の説明ですととりあえず携帯も難聴で聞こえない地域も

あると。あと、テレビの方も見えない部分があるということで、デジサポの方で対応すると。この件に関しては、もう仮設に移ってからずいぶんになるという現実もあります。あと、被災され仮設に入居している方は高齢者も多く、一日中仮設にいることも多いと思います。そういった中で、テレビ視聴とかその辺は心を休めるためにも、気を紛らわせるそういったためにも必要な部分だと思うので、その辺は早急の対策をとってほしいと思います。

あと、携帯電話の難聴地域、この辺に関しては高齢者が1人でいた場合、何か起こった場合にその連絡をどこにするかという、例えば役場、あと病院、そういったところに電話をかけるのに携帯電話が繋がらない。これは大変なことだと思うんです。これを今後、早急に解決するためにどういった方法を行政の方ではとるのでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 携帯電話については、民間事業者が電波を発信しているということでございますので、その状況をそういった事業者にお願いをするしかないかと思えます。

地上デジタル放送につきましては、そういった情報についていただいた場合は、東北総合通信局経由でデジサポの方に随時情報は流しておりますので、その対応で今後も進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 その不便だという声を聞いたのは、沼田地区の60歳前後の高齢者の方でした。とにかく電話が繋がりにくい、あとテレビも見られない、どうしたらいいんだべというように形で聞かれました。そして、この沼田地区が難聴だったりとか、テレビが見られないというこういった地区だと私も気づきませんでしたので、そういった地区が仮設の中にあるということを町の方で把握されて、その対応としては、南三陸町は自治体の組織がどんどんほかの地域よりも進んでいます。だから、自治体の会長さんにその辺の地域の把握、そういった面をとりあえず働きかけてほしい。

あと、保健福祉課の方でもそういった形で仮設の高齢者をまわっているということなので、その辺の見回りとかそういったものも心配りをしながら、こういった高齢者の方の不安を取り除く、そういったことを積極的に働きかけてほしいと思います。

終わります。

○委員長（星 喜美男君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 62ページ、旧入谷中学校の解体工事の経費が上程されていますが、実は今回震

災前はそういう予定だったんでしょが、今回仮設が校庭に建っていますね。それで、この工事の行方というか、今後どうなるのかということなんですが、それが1点と、それからあと66ページ、コンビニの収納代行ということになっていますが、これは今後震災に遭ってから様子が変わったようなんですが、その辺は今までどおりなのかどうか、その辺。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 旧入谷中学校の解体につきましては、繰り越し事業で予定してございます。

それで、震災後、あそこはいろいろ写真等のそういった震災対応に使っておりまして、今般そういった使用も終わりましたので、近く解体工事を発注したいというふうに考えてございます。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） コンビニ収納代行業務の委託料でございますが、この金額につきましてはコンビニと町との間に収納機関が入ります。当町は、地銀ネットワークという会社と契約してございます。この会社との1年間の委託料が税込みで5万2,500円という契約をしてございます。この金額は、震災前も震災後も1年間この金額ということでございますのでご理解ください。

○委員長（星 喜美男君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 旧入谷中学校の屋体の解体工事等のことなんですが、実は仮設に入っている住民の方々の話もありますが、ああいうふうに校庭が仮設でいっぱいになりますと工事車両等の、工事の進行ができないのではないかとといったこともありますし、さらにあそこは仮設の方の、それは希望だと思いますが、早くどけてもらえればいろいろ駐車場等の利用もあって、今後の行方はどうなのかなといったような話もあるようでございます。

それで、工事をするには狭くなって、現在は我々素人から見るとどうなのかなといったようなこともあって、今後この工事の行方といったものがはっきりつかめない中で、住民の方が言っているようなのでお聞きしたわけなんですが、それともう1点は、震災前といいますか、東北撚糸が来るという話でいろいろ説明がなされていました。その後、お話しが途絶えているといったこともありますので、その辺の動向はどうなっているのか。もし、こういう時期なものですから、その後のお話しもお願いします。

それからコンビニの方ですが、コンビニが1年間契約といったようなことが説明されましたが、仮設に入って今までの住居とかなり違って遠くの方、近くの方あるいは交通の不便な

方、あるいはいろいろ状況が違っておりますので、コンビニでしたらすぐ目につきやすいといったことでコンビニの利用が今後も考えられます。引き続きこれが使えるということであればかなり利便性もいいと思いますので、引き続きできればなと思います。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回、解体を予定していますのは、旧校舎、それから渡り廊下等でございます、屋体はもともと残す予定でございましたので、屋体はそのまま残します。したがって、工事期間中のそういう安全対策だと思えますけれども、その点については仮設住宅の皆さんに危険が及ばないように十分安全に配慮をしながら解体工事を進めさせていただきたいというふうに思います。

なお、東北燃糸につきましては、産業振興課長からお答えさせていただきます。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、東北燃糸の関係でお答えを申し上げたいと思います。

以前の担当の者がすべて亡くなったというふうな状況でございます。

新年度に入りまして、東北燃糸の方から3名ほどおいでになりました。5月ぐらいだったかと記憶しております。その段階で、仮設住宅とかの予定地でもあるし、それから場所を予定していた箇所が使えないというふうなことなので、一時保留せざるを得ないなというふうな状況で、それで終わったような、一時期少し検討するというふうな状況でございます。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） コンビニエンスストアの利用についてでございますけれども、震災によりまして金融機関、農協、漁協、そういった窓口が被災に遭いまして、現在本当に納めたくても納める場所がないということで、委員おっしゃいますようにそういう意味からすればコンビニエンスストアは非常に大切なツールということで、とりわけ登米市の方の仮設に入っている方々にとっても大変利便性の高い支払窓口という観点から、現在町民税務課の窓口においでになる方にも切符の裏側をお見せして、銀行だけではなくて地元のコンビニも使えますからそちらの方も利用くださいというような啓発もしておりますので、今後も積極的に続けてまいります。

○委員長（星 喜美男君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 その旧入谷中学校跡地の利用ということで、東北燃糸が一時保留ということな

そうです。敷地問題については、別に旧入谷中学校跡地でなくても、会社の方の現地調査でそれに向くような土地は入谷ではかなりあると思います。そういったことで、せっかくこのおいでになる企業に対していろいろ説明をして、できるだけ町内にそういった優良企業が来て、少しでも雇用対策になることが町としてもいいのではないのかと思いますので、引き続き企業との接触、誘致の方法を進めていければなと思いますので、その辺を最後にひとつお願いします。

それからコンビニですが、私も仮設に入っている方からいろいろ聞かれて、足がなくて大変だということでいろいろ言われております。コンビニがあるということもお話したんですが、やり方がわからないといいますか、そういったことも年をとった方は言っているようでございますが、行けばそんなに難しくないからということでお話ししております。町としては、手数料が高いといったことでその辺はデメリットがあると思いますが、やはりこういった大震災という事態ですので、手数料が高い以上に町民のためになるのかなと思いますので、引き続きこういった事業は進めていただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 東北燃系の件でございますけれども、引き続き連絡を差し上げて、こちらに進出していただけるような方向を検討していきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。鈴木委員。

○鈴木春光委員 私も62ページのことについて、つまり16節きめ細かな緊急経済対策費の中からお尋ねをしておきたいと思います。

62ページ、13節委託料の中で町有林作業道開設委託料ということで760万円ほど計上されてあるわけなんですけれども、ここの工事内容あるいは場所、そういったものをお知らせしていただきたいと思います。

それから、前者も申しあげましたけれども、旧入谷中学校の解体工事設計委託料、さらには入谷小学校プール設計委託料とありますけれども、大きな金額になっています。この辺のどういうことを聞きたいかということになるんですけれども、例えば入谷小学校のプールの設計委託料470万円。設計は出たんだろうけれども工事がなされなかったということで、それも震災の影響だろうと思いますけれども、非常に残念に思います。というのは、ことしの7月までに、つまり子供たちの水泳ができるまでにはつくりますというような回答もいただいておりますので、その辺はいつその工事が始まるのか。と申しますのは、これは震災とは関係のない予算計上あるいは事業の進行ということで進められていると思いますので、その辺を

ひとつ詳しくお願いいたしたいなど。

それから、64ページになります。

入谷小学校道路改良工事ということで繰り越し分になっておりますけれども、この辺の中身。つまり、通学路であるんですけれども、距離的に何メートルぐらいつくっていただけるのか。さらには、幅員、側溝、つまり排水ですね。そういった内容が私たちにはわからないわけで、きのうからこの台風が襲来するというので、あの台風もぐるぐる回ってあっちの朝鮮の方にでも行けばよかったんですけども、なぜ日本を縦断しなければいけないかということで非常に私は遺憾に思っているんですけども、それもやむを得ない。震災のところも1回眺めてみるかというような感じで来るのかもしれないけれども、まあ、それは冗談としても、非常にそうした予報されただけ、あるいは現実を見た場合に既に被害が出ているんですよ、被害が。それで、まず再度、再度一般質問でも申し上げましたけれども、再度、再度お願いしたいということで、ここの内容をもう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） すみません。この件に関しまして、資料をちょっと持ち合わせてございませんので、調べて後ほどご報告させていただきます。すみませんです。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 入小のプールでございますけれども、平成22年度中に設計は完了しております、本来であればことしの7月には完成する予定であったんですが、この震災の影響で事業は今凍結ということにしておりまして、今年度については一応1年間凍結ということで、この事業実施については平成24年度以降ということで検討させていただいておりますのでよろしくお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 入谷小学校さんでございますけれども、現在7割くらいまで発注した部分が一応出来高としてはあります。擁壁は、中途半端にコンクリートを打ったままそのまま震災を受けましたので、今現在その擁壁が構造上今の状態でもつのかどうかという検討をしております、もたなければまた擁壁をつくって路体を構築しなくてはいけないというところでございます。

それから、あとは側溝についても今回の工事は今残工事で繰り越ししてございますので、擁壁工事と側溝工事、その後にこの部分の舗装ということでさせていただきたいと思っております。

生コンも8月あたりから工場が稼働しましたので、コンクリートも打てるような状況になってございますので、この辺は業界の方でなかなか進めないところもありますけれども、がれきの処理もある一定の業者については大体整理がつきそうなので、早急にこの辺の工事の対策をとってまいりたいと考えております。

○委員長（星 喜美男君） 資料がないということで、保留ということで、後刻回答するということでもございました。鈴木委員。

○鈴木春光委員 山の関係では、そういうふうにはぜひお願いしたいと思います。

それから、プールの関係なんですけれども、平成24年度以降の工事の着手ではなくて工事完了ですか。平成24年度以降ということは。今1年、またさらに延びるということですよ。予算のとり方もいろいろあると思うんですけれども、こういうのはどうなんでしょうね。震災の復興予算と従来やるべき予算というのは、既にとられて、あるいは予定されてある予算ではないかなと私は思うんです。そういうことからすれば、ある程度震災の方も復興に向けてのめどがつくということであれば、こういうのは先んじてやっぱりやっていただきたいなとそういうふうには、つまり優先してやるべきだろうというふうに思います。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

今度は、入谷小学校の通学路の問題ですけれども、これはずっと通学路の問題については、私もお尋ねしてお願いしてきているわけです。けさもこの台風騒ぎで仮設住宅から、あるいは周辺民家の方々から電話等々がありまして全部見回って来たわけですから、現地をやっぱり見ていただいて、この辺ももう少し早く出ないのかなという思いです。

というのと、先ほどお尋ねしたことについては、がれき撤去あるいはコンクリートの供給が容易にできるようになってきたというようなことで、擁壁あるいは側溝等を工事するのも早まるだろうというような回答でございますけれども、実際に取り組むということがなされていないんです。一般質問でも申し上げましたとおり、今回あの路幅、課長行って見ましたか。路幅、幅員、3メートルないんですよ、3メートル、あの箇所が。3メートルで、先にも申し上げましたけれども、物資の輸送、避難場所、もちろん地域にとってあそこは第1次避難所、地域の一番の避難所ですから、さらに今回は多くの方々の避難所にも充てられたということで、その往来の、しかも大型車両ですよ、大型車両。どんなに苦勞してあそこを通行したかというのを、私は朝夕見ているから言えるんです。話は少し力んでいるように聞こえるかもしれないけれども、私は頼むときは本当にこんなに優しく頼んでもいいのかなと思うぐらい優しく頼んでいるんだから、恐らく入谷の人たちからあるいは子供たちを通わせる

人たちからも建設課には何回もきているわけです。その担当課がやらないとすると、町長にいくんですよ、町長に。先ほど職員の話が出ましたけれども、志津川、三陸町の職員にはすばらしい職員が私もいると思います。相談に乗るときは、なるほどそういうふうに言ってくれるんですけども、実際に事をなす場合には言いわけにしか聞こえませんよ、課長。だって取り組みが、この台風が来る前に一般質問で言ったんですよ。あそこの穴だけを埋めておけば、今度の水だって仮設の側溝ができるから畑の土壌流出もしないし、民家の縁の下にも水が入らないし、床下浸水ですよ、床下浸水。何件あると思います。行って現地を見ないからわからないんですよ。そういう人たちが多く来られている、あるいは電話で連絡されていると。けさ、仮設住宅に行って見ましたら、自治会長が1人でスコップを持ってその排水を側溝へする光景を事実見てきたんですけども、さらに八幡神社のあの石段のところへ浸水して行って、内側から土が流れてそこが、あの石段の下は恐らく陥没しているのではないかなど。土が流れているのではないかなど。二次災害、三次災害が出ますよ、ああいう状態だったら。今晚、50ミリや70ミリの雨がもし降ったら。そういう状況下にあるということを、再三、再四お願いしてあるのに、事を一步も進めないということが非常に残念だということを私は言いたいんです。そういうことの説明をぜひやっていただきたいなというふうに思います。

通学路、それからその幅員は何ぼにするのか、あるいは今回何メートルにするのか。この後、継続してやってもらえるのかどうか。それというのは、一般質問では言い忘れたんですけども、幅寄せするところもないもんですから、車の待ち時間、大型車両ですから。普通車両ですら対向できないんですから、普通車両ですら。だから、さきの一般質問では、あの道路を直すには2,000万円ぐらいはかかるだろうという町長の答弁もあつたんですけども、2,000万円をかけるぐらいの気持ちでやっぱりやってもらわないと、本当に子供たちの安全通学路、あるいは通学バスの毎日見るカーブする位置、脱輪寸前ですよ。3メートルや4メートルの中で何トンぐらいの物資を運んだ車、あるいは自衛隊の大きな車、あるいは消防車。

少し長くなったけれども、そういう状況を語らないと実際に事を始めてもらえないから私は言うのであって、こんなに長く言うつもりはなかったんですけども、実際にはいつまでかかるんだろうなど。どういう形で事を進めてもらえるのかなという思いがあるから、よくこれを計画立ててやっていただきたいと思いますけれども、この辺の考え方をひとつ聞いておきたいと思います。お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 入谷小学校線については、手前の方のプレハブがなかなか用地の関係で解決できなくて、それで現在奥の方の発注をして工事をしているわけでございますけれども、その幅員構成についてはおおむね4メートルちょっととれるような今の状況ではございます。それで、擁壁が完全にできていればその辺の対策はできたと思うんですけども、ただ擁壁が中途半端な中で、法を止めるといってもなかなか止められない状況もございました。業者に対しては、既に何回もその辺の話はしながら、穴についても埋める方向で進めてはきてございます。

しっかりあとは擁壁をつくって路体をつくらないと、やはり中途半端なことをしても今度はなかなか安全が確保できないというふうなことになると思いますので、大変本当に遅れて申しわけないんですが、しっかりコンクリートで擁壁を早急に対処して、それから排水についても側溝をしっかりつけていきたい。

けさから職員も仮設住宅とちょうど入谷小学校の方にも行っておりますので、応急的なことでしか対処はできないと思いますけれども、とりあえずその辺の対策をしながら、できるだけ早くその辺の擁壁をつくって、排水の整理をする。それから、あとはやはり用地の関係がございまして、こちらもしっかりこれから解決できるように取り組んでいきたいとこのように考えております。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 先ほどの入小のプールでございましてけれども、先ほどの説明ではちょっと言葉が足りませんでした。

一応、この入小プールの本体工事の予算については、もう平成22年度予算で計上されておりました、今年度に繰り越されている状況であります。したがって、原則的には平成23年度に事業が完了すべきものではあるんですけども、震災下のこういうふうな状況でありますので、まだその辺の手続きが進んでおりませんので、なるべく早いタイミングで事業をスタートさせたいと思うんですが、完了は平成24年度にずれ込むのではないかとこの時点での考え方でございます。

○委員長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。（「委員長」の声あり）休憩。

○鈴木春光委員 今、1回言わせてくれませんか

○委員長（星 喜美男君） 休憩後でよろしい。

○鈴木春光委員 休憩後でなくてもいいから。

○委員長（星 喜美男君） すみません。休憩してと、先ほどしたもんですから。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 開議

○委員長（星 喜美男君） 引き続き会議を開きます。

答弁の保留がありますので答えさせます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、町有林作業道開設委託料768万6,000円の箇所につきましてご報告申し上げます。

上保呂毛、それから蛇王、それから入大船沢の3地区の林道開設に伴うものでございます。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 まず、町有林の作業道、ただいま上保呂毛、蛇王等ほか760万円なんですけれども、何メートルの幅員で何キロぐらい距離的につくったものだったのか。それは、この間一般質問でもお話ししたけれども、磯の沢線、あれなどをやっている町有財産の分で双苗地区にこの町営住宅の宅地造成も生かされてくるのかなというような思いもありますので、そういう兼ね合いも出るような林業道の工事などもいいかなというような思いで、この工事について今聞いたわけでございます。了解しました。わかりました。

次ですけれども、建設課長さん、入谷小学校の道路の問題、この震災でなかなか余り建てられないところなんだけれども、今回通学路であり避難道であるということで、車の往来の激しかったことは数え切れないくらいだったということの中で、工事を早めて欲しいというお尋ねでございますから、それであそこは見てわかるとおり、民家のえぐねとか家囲いだね、要するに。100年からの家囲いもあったやにこう聞いておりますけれども、そういうのを全部切り取って拡幅できるだろうという、あるいは側溝ができるだろうと、あるいは道路を横断した排水路、わかっていると思うけれども、そういうところに1回舗装をかけてしまったわけだ。だから、あの時にできないかというお尋ねだったんですよ。だから、二重にも、1回舗装をかけたものをまたぶっ壊してから今度排水路をつくらなくてはならないから、そういうことではなく、仮に仮にということそれは末代になってしまうから、そういうことではなくやった方がいいんじゃないのかという、さきにもお尋ねをしてきたわけです。その家囲いを親戚、兄弟を集めて、みんなで交通に支障がないようにということで早急に片づけた経緯、私もちょっとばかりお手伝いをしたんですけども、そういう状況でみんなが協力しようと、地元の方は協力しようとしているんですから、そういうところをやっぱり考えて欲しい

など。幅員の話は出なかったけれども。行って見てみなさい。今回の震災でどれほど苦労したかというのがわかるから。3メートルや4メートルの幅員に、10トンとか20トンという車は来なかったかもしれないけれども、そういう大きな車が来たんですから、毎日のように。だから、そういうときにあの穴さえ埋めておけば、少なくとも容易に通行できたのではないかなど。余り苦労させないで、その運転手さんたちにも対応されたのかなという思いが、どうしてもいまだにずっと残っているものだから何しますけれども、そういうことを感じ取りながらこの工事を進めていただくようお願いして終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。阿部委員。

○阿部 建委員 52ページの14節敷地借り上げ料であります。これについてはどこの場所なのか、それから災害になりまして、その後どういう措置をとっているのか。14節、52ページ。

それから、62ページのこのきめ細かな緊急経済対策費520万円が不用額になっておりますけれども、この内容について説明を願います。

それから、この64ページの徴税費の不用額728万円。これも金額が大きいので、内容のご説明をいただきたい。3点目ですね。

4点目。66ページ、この不用額につきましても、五百何万円。

この4点について説明を願います。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、1点目の敷地借り上げ料の関係でございますが、この中で大きいのは本庁舎、それから歌津総合支所の敷地借り上げ料が主でございます。それで、今回どちらも被災をしてございます。いずれ、近いうちにお返しする予定で協議したいと思っておりますけれども、その前提としては更地にして返すというのが基本でございますので、本庁舎につきましてはまだがれき等も残っておりますし、支所につきましてもがれきは取り除かれましたけれども、一部基礎部分がございまして。そういうことで、これからそれぞれ地権者の方々と相談をさせていただいて、とりあえず返還をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 62ページのきめ細かな緊急経済対策費の不用額でございますが、それぞれの委託料、工事請負費の請負の差額分でございます。当初、経済対策の交付金の額に対しまして2,000万円ほど一般財源に加えた額で当初計画を見込んでおりまして、い

わゆる交付金でなく一般財源分の部分にはなりますが、入札等の請負差額の金額でございます。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 徴税費に係る不用額でございますが、66ページ税務総務費の不用額につきましては、職員の人件費等によるものでございます。2目の賦課徴収費で504万円ほどの不用でございますけれども、主要なものにつきましては一番大きいのが13節の委託料でございます。この中の主なものにつきましては、備考欄の真ん中あたりに徴税納付促進業務委託料と、これは納税組合にお支払いをしている委託料でございますけれども、納税組合の解散等によりましてその委託件数が減ったことによりまして、おおむね40万円ぐらい減っております。

それから、この備考欄にはございませんが、滞納整理をする中で弁護士を頼む場合に備えて30万円から40万円、それから差し押さえをした車両の保管ということでその車庫のレンタル料、そういったものも40万円ほど未執行というふうな形でございます。そういう案件がなかったということでございます。

それから、もう1点は備考欄の一番下に国税連携とこの導入の部分がございまして、執行額は140万円なんですけれども、当初の予算ですと200万円ほどあったかと思いますが、実際にはほぼ申告が終わるといときに震災、津波に遭ったということで、この国税連携の業務の委託をほとんどすることができなかったというふうなことが、主な不用額が出た要因となっております。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 阿部委員。

○阿部 建委員 その52ページの主に役場庁舎、本庁舎と歌津支所の分だということで、整理がつけば契約を破棄するんだということでありまして、それにはすべてを解体して更地にするというような約束事でもあったのか。実際使っていないものですから、この辺は話し合いをすればわかることですので、できるだけ早目に決着した方がいいのかと思います。各個人なら何にもならないんですから。各個人店も何も。そのようなことを勘案して、一日も早く話し合いをして、本庁の敷地それらの借り上げ料はトータルで3,300万円とかというのを聞いていますので、これ以外にもそういう箇所でも公有住宅、それらもそういうことで、そうするといつまでかかるのか、それまで払い続けるのかどうか、そこら辺は何か考えるものはないのかどうか。これは、地主さんも了としたいと思いますよ、今までいっぱい払ってきたんですから。その辺はどういう考えをもっているのか。

それから、62ページ、きめ細かな緊急経済対策費ということですが、これについては契約の差額がほとんどみたいですが、契約差額ができて安く契約されたことはいいことですが、ただ仕事もしないで残ってしまったのでは、残せばいいというものでもありませんので、そこら辺を指摘したいと思います。

それから、今の件については、そのようなものが計画的に全部なされてそしてこれだけの差額ができたんですよと。ほとんどが契約差金ということですので、見積もりの片寄せがなかったのかどうか、この辺も含めて説明をお願いします。

それから、66ページの賦課徴収、これは説明を聞いていきますと弁護士を頼むべと思ったのを頼まないでしまったとか、そのうちに災害も出たとか、納得ができてできないような。災害が出たのはもう年度が終わりそうなきですから、災害にかこつけたようなことになるのかなと思いますが、この辺、弁護士を頼まなくて済むものは頼む必要はないんです。

あと、つけ加えるものがあれば、こと答弁をお願いします。私は、その辺を指摘したいなと思いますが、もう1回それらの答弁をお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） ご質問のように、有償で借り受けている件数が177件、金額で3,300万円ほどでございます。このうちどれくらい被災を受けたか、まだ詳細にはすべて把握してございませんが、いずれ返す場合につきましては更地に返すというのが基本でございますので、現在建物が残っている分、いない分、それらを整理しなくてはいけないというふうに考えております。建物だけの被災の方、あるいはそういったいろいろ心情的になかなかすぐ交渉できないという部分もございますので、いずれこれら考え方を整理いたしまして、できるだけ早い機会に地権者の方々と協議をさせていただきたいというふうに思います。

それから、総合支所の部分につきましては、そこは通路として借りている部分も1筆でございますので、そういう分筆して借りられるのかどうかというそういった技術的なこともございますので、いずれにいたしましてもそういった整理はできるだけ早く地権者の方と協議をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） きめ細かな緊急経済対策費の設計が課題であったのではないかとご指摘でございますが、残った不用額でございますけれども、全体の支出済額に比して大体3%程度ということでございますので、それほど過大な見積もりではなかったというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 滞納整理事務にかかわります弁護士料の関係でございますが、通年をして滞納整理を進める上で我々徴税吏員では法律的な知識もない、いわゆる専門家に頼むべきだとそのような難件事案があった場合に備えて、弁護士委託料を予算として措置しておりました。結果として、1年間滞納整理をする上でそのような弁護士に頼むべき事案がなかったということでございます。

それから、国税の連携のシステムの部分につきましてですが、これは津波後におきましても申告の事務というのは続きますし、5月の課税作業の段階までこの国税連携のシステムを運用する必要がございましたのでそういった事情でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（星 喜美男君） 阿部委員。

○阿部 建委員 52ページであります。借り上げ料の関係は全額で3,300万円ほどあるんだと。その中には、総務課長が先ほど申し上げたように建物のない土地だけの場所もかなりあるのかなと。土地だけね。そのような場所もできるだけ早目に解決をして、話し合いをして進めるようにしたらいかがかなと思います。そのようにするようにしてください。

あと、二、三点の分については、内容はわかりました。終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんでしょうか。

ないようでありますので、2款総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費、73ページから94ページの質疑を行います。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 78ページ、13節のところに委託料がありまして、そこに福祉の里指定管理委託料とあります。この福祉の里を委託しているわけですが、こういう震災に遭いまして施設も使えない状態になりましたけれども、その辺の委託業者との契約の実態、それをちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

それから、次の79ページに障害者福祉費として計上されております。付表を見まして、43ページの中にあるんですが、風の里、それからのぞみ作業所、そういう方たちに今の実態はどうなっているのか、ちょっと聞かせ願いたいなと思います。

それから、3点目といたしまして、82ページの上段にあります難病患者等通院費助成費、これは透析患者さんなんかやそのほかの難病の方たちに出している費用だと思うんですが、現在透析患者さんはどういう実態になっているのかお知らせ願いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目の福祉の里委託料の関係でございますが、ごらんのとおりあそこは被災をいたしまして、指定管理者の検討委員会がございまして、その際にこのまま続けるのは困難だというようなことでございましたので、社協とはその辺のお話しをして、今年度分につきましては契約をしておりません。

2点目でございますが、風の里、それからのぞみ作業所の実態でございますが、風の里につきましては、今のところ入谷公民館の方で活動を続けております。のぞみに関しましては、ちょっと今のところ資料がございませんので、後でご報告をいたしたいと思っております。

それから、透析患者の助成の関係でございますが、今のところ透析に関しましては登米市にあります宮崎先生、前に志津川病院にいらっしゃいました、そちらの方。それから、もとのこちらのクリニックでお世話になっていた、塩竈に、そちらの方にお勤めになっておりますので、そちらに行っている方もいらっしゃいます。ちょっと詳しい数字については今のところ把握していませんが、そちら等でお世話になっているというようなことを把握しております。

以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 指定管理者である社協では、もうあそこはまだなかなかできない、困難であるということなので、この間の質問の中でも在宅介護がなかなか難しいというお話しをされておりましたが、しかし本当に今だからこそ大切なサービス事業ではないかなと私は思うんです。そういう点で、見通しというか、何か考えているのかどうか。このままではだめだと思うんですが、その辺の考え、見通しとしてあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、のぞみ作業所それから風の里、これも指定管理者というか、委託されている方だと思うんですが、その方が委託をそのまま引き続きしているのかなと思っておりますが、それでよろしいんですね。心配されるのは、こういう障害者が本当にきちっとした作業所を設けて、そこに通って皆さんと一緒に作業を始めるということが大変大切だと思いますので、今入谷公民館でやっているというんですが、そのほかに何かいろいろ考えている部分があるのか。その委託業者と話し合いをして、のぞみ作業所なんかについてもきちっとしたものを持っているのかどうか、その辺をもう一度お願いします。

それから、透析患者さんなんですが、透析中に震災に遭って大変な思いをして、いろんなところに行ったとそういう話を聞いております。現在も宮崎先生のところで大分引き受けた部

分もあるんですが、本当にそうではなくても家族ともばらばらになったような状態で透析を受けていると。そういう実態も聞きましたので、この辺についても今なかなか病院がこういう状況になっていますので、透析患者さんを受け入れるというところまでいかないと思うんですが、そういう前向きな取り組みというか、患者さんそれぞれに任せておくのではなくて、町としてのきめ細かな透析患者さんに対するそういう扱い方というか、やり方というかそういうものを町として考えているのかどうかということをお聞きいたします。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目の福祉の里、いわゆる社協の関係でございますが、これにつきましては今後社協の方と詰めていきたいとそういうふうな状況でございます。具体的な見通しというようなことは、今のところなかなか難しい状況にはございますが、社協の方と膝を詰めて検討してまいりたいとそんなふう考えております。

それから、2点目の風の里、それからのぞみ福祉作業所の関係でございますが、今のところ入谷の公民館を利用してそういう形で作業をしておるんですが、できればそういったところを何とか提供したいというようなことで、今別の場所を考えております。1カ所は、歌津地区伊里前にできれば保健センターを建てたいというようなことで、候補地を今選定しております。そこで、できれば風の里の作業をやっていただけないかというようなことで進めておりますので、近々に大体の場所は決定するとそんなふう考えております。

それから、透析患者のいわゆる町としてのというようなことでございますが、今議員さんがおっしゃられたとおり、非常に病院がこういう状況でなかなか難しいというような形ではあるんですが、町としてもぜひ、例えばですが、南方の福祉仮設にその方に入っていて、そちらから宮崎先生の方に通っていただくとかそういったことの手当はしておるんですが、具体的な方策としては今のところなかなか難しい状況にあると。できれば早目にその辺の検討もさせていただきたいとそういうふう考えております。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 在宅介護ということで、社協とも具体的な詰めをしていくと今そういう答弁でしたけれども、これも町の復興計画の中でいろいろやるまでにはちょっと遅すぎる。もっと早く具体的にきちっとやって、少しでも高齢者の保健サービスというかそういうことができなかなと私は思いますので、具体的に社協と詰めていくということなのでそれを待つしかないと思いますが、これは一刻も早く本当に高齢者が今どこにも行きようがなく、仮設の中で本当に大変な状況になっていますので、少しでも早めてほしいなと思っているので具

体的に詰めてほしい。もっと話をやってほしいとそういうふうに思っております。ぜひ、これをしてほしいなと思っております。

それから、のぞみ作業所と風の里、何か聞くところによりますとのぞみ作業所はNGOかな、場所が決まったような情報も入っていますが、課長の方はそれが入っていませんでしょうか。あとは、その中で風の里なんかもそうなんですけど、送迎に大変苦慮をしたと。そういう仮設がいろいろばらばらになっているので、そこまで行くのに大変だという話も聞きました。そういう具体的にやっぱりきめ細かな手立てというか、特に高齢者や障害者が仮設の中で困っていること、そういう点で具体的にその送迎の問題も含めて考えていく必要があるのではないかなと私は思ったので。

あと、場所ですね、伊里前の保健センターですか。こういうものを具体的に今つくって行きたいとそういう課長の方から答弁がありました。本当にこれも急いでほしいと思っておりますので、いつになるのか大体的の見通しをお願いしたいと思っております。

それから、透析患者さん。これはなかなか大変だと思います。本当にそれぞれいろんなところの仮設に入っていますので、私も自分で運転して宮崎先生のところに行っているんだという志津川町の仮設の透析患者さんなんかも知っているんですが、本当に大変な思いをしながら透析を受けているわけでありまして。これは、本当に復興計画の病院施設の中で、ぜひこの透析が受けられるようなそういうシステムをつくってほしい。ドクター次第なんですけど、そういうことも含めまして、復興計画の病院の中にぜひ透析もできるようなことをやってほしいなと思うんですが、その考え方は町長いかがでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、1点目と2点目でございますが、社協との詰めというようなことでございますので、それは早急にうちの方で検討に入りたいと思っております。

それから、2点目の保健センターの見通しでございますが、できれば年内に何とか建てたいとそんなふうに考えております。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまで、公立病院の透析の関係の経緯を大瀧委員もとくとご承知だと思いますが、基本的にはドクターを確保するという事が大変難しいという状況の中で、公立志津川病院で透析治療ができなくなったという経緯がございます。そういった関係で、新しくまた透析の先生をお迎えするという事については、現時点として大変難しい状況ではないかなというふうに私は認識をいたしております。いずれ、患者さんにとって本当に近くに

あればそれに越したことはないというふうに思いますが、現状としては厳しいのかなというふうな認識でございます。

○委員長（星 喜美男君） お諮りをいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明22日午前10時より委員会を開き、本日の議事の継続をすることにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明22日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後0時00分 閉会